

9/1 午後

年十月～一六年三月、原発

の審査担当部門から機密文  
書の写しを借り、部内で保  
管。一八年八月ころ、写し  
を探したが見当たらず、誤  
って廃棄したと判断した。

身分証の紛失は二〇年七  
月の原子炉等規制法改正  
に伴う回収の過程で判明。

二三～一七年、査察官ら三  
人に對し発行され、三人は  
一四～一九年、人事異動に  
伴い、それぞれ担当部署に  
返却したが、その後の所在  
が確認できていないとい  
う。

規制庁は「文書は全てシ  
ュレッダー処理するため外  
部漏えいの可能性はない。  
身分証のみで原子力施設に  
は入構できないので、安全  
上のリスクも高まっている  
い」と説明。文書管理を徹  
底し、業務マニュアルを見  
直すなどして再発防止を図  
るとしている。

八月二十五日の規制委定  
例会合で、規制庁側が説明  
した。

## 規制庁 原発機密文書紛失

### 査察官らの身分証も不明

原子力規制庁は、原発の  
テロ対策などを監視する核  
セキュリティー部門で、他

に立ち入る際に必要となる  
査察官ら三人分の身分証が  
所在不明になっていると明  
らかにした。

部門から借りていた機密文  
書を紛失したほか、核物質  
審査状況の検査のため施設  
ユリティー部門は一〇一五

規制庁による、核セキ  
リティー部門は